

令和 2 年度 第 3 回理事会議案書

第 1 号議案

2021 第 5 回小野寺眞悟杯特別支援学校フットサル大会の件

第 2 号議案

流動資産から 25 万円を児童養護施設「寺子屋事業」に充てる件

第 3 号議案

事務局長給与の改正の件

第1号議案 2021 第5回小野寺眞悟杯特別支援学校フットサル大会の件

令和3年度開催の「2021 第5回小野寺眞悟杯特別支援学校フットサル大会」を次案により開催いたします。ご賛同の決議をお願いいたします。

2021 第5回小野寺眞悟杯特別支援学校フットサル大会開催要項(案)

- 1 目的 本大会は、特別支援学校生徒がフットサルを通して、日々、鍛錬してきた成果を踏まえ、自校生徒間のチームワークを深めるとともに、国内外の生徒に対しては敬意の念を持ってプレーし、もって広く社会性を養い、就労への意欲を高めて、インクルーシブ社会の実現に向けた当事者としての成長に寄与することを目的とする。
- 2 会場 北海道立野幌運動公園体育館
- 3 日時 令和3年2021年7月30日(金) 午前9時00分 ～ 午後4時00分
- 4 主催 公益財団法人小野寺眞悟障がい者スポーツ振興会
- 5 主管 一般社団法人エスポラーダ北海道スポーツクラブ
- 6 協力 医療法人明日佳 社会福祉法人明日佳 社会福祉法人長沼陽風会
札幌北の杜ライオンズクラブ 北海道コンサドーレ札幌コンサドーレズ
- 7 後援 江別市 北海道教育委員会 札幌市教育委員会 江別市教育委員会
北海道特別支援学校長会 公益財団法人北海道サッカー協会
- 8 大会日程

① 全校参加による開会式	午前9時00分 ～
② 予選リーグ・決勝トーナメント	午前9時30分 ～
③ エスポラーダ北海道と特別支援学校生徒との模範試合	午後3時10分 ～
④ 全校参加による表彰・閉会式	午後3時40分 ～
- 9 その他
 - ① 単置高等部校カテゴリーと義務併置中・高等部校カテゴリーの2部で開催する。
単置高等部校カテゴリーは生徒8名、引率者3名、計11名で編成する。
義務併置中・高等部校カテゴリーは、生徒8名、引率者4名、計12名で編成する。
台湾及び韓国等の学校は、生徒8名、引率者5名、計13名で編成する。
 - ② 札幌市及び江別市の指定宿舎以外の市町村に設置されている学校には、当該市町村から宿舎及び大会会場までの都市間バス・地下鉄・JR代金を主催者が助成する。台湾及び韓国等の学校は、新千歳空港及び宿舎間の移動を主催者が行う。
 - ③ 大会会場から遠隔の学校については、前泊・後泊の宿舎を主催者が提供する。
台湾及び韓国等の学校については、前泊・後泊・後後泊を主催者が提供する。
 - ④ 参加校は、自校生徒及び相手校生徒等への努力・敬意・勝者への称賛等を大事にする心を持つよう、(財)日本サッカー協会「リスペクトの宣言」を事前に指導する。
 - ⑤ 競技規則は、FIFAフットサル競技規則に準拠するが、学校の特性及び障害の特性等に応じて、主催者が適切に対応する。
 - ⑥ 令和3年度は、1学校3名～4名の生徒によるチーム編成も認める。この場合、大会本部の承諾の下、当該3名参加の学校に対する他校生徒等の補充を認める。

第 2 号議案 流動資産から 25 万円を児童養護施設「寺子屋事業」に充てる件

このことにつきましては、北海道庁総務部法人局法人団体課当法人所管グループの指導の下、令和 2 年 3 月末流動資産 1,081,137 円から、次案の児童養護施設「寺子屋事業」に 24 万円を充てることといたします。ご賛同の決議をお願いいたします。

「寺子屋」事業の先行試行について

1 事業の目的等

本事業は、一般財団法人日本 LCIF が実施する「寺子屋事業」を 1 年間の時限で先行試行して、その成果を考察するものである。

当該法人が実施しようとする「寺子屋事業」とは、児童養護施設に処遇されている児童に対して、当該児童養護施設の町内会等に居住する元教員等を派遣することにより、処遇されている児童の基礎学力の向上を図る内容であることから、その事業を先行試行するものである。

2 事業の概要

(1) 事業主体と事業基金

事業の資金は、公益財団法人小野寺眞悟障がい者スポーツ振興会が、流動資産(北海道庁監督課との協議済み)の中から充てて実施する。

(2) 事業対象の児童養護施設

札幌市中央区の社会福祉法人南藻園(園長 栗本信明氏)とする。

(3) 事業実施期間

一般財団法人日本 LCIF の事業実施が円滑に推進できるよう、先行試行による成果と課題等を整理する。このため、当面、1 年間を限定として実施するものとする。

3 事業の具体的な推進

(1) 社会福祉法人南藻園の対応

南藻園は、園内での受け入れ態勢の整備とともに、指導依頼する町内会等居住の元教員などを手当てする。

(2) 指導謝費の対応

当財団は、南藻園から指導依頼された元教員等口座に月 2 万円(週 2 回、1 回 2 時間程度)を指導謝費として振り込む。

(3) 事業の評価

南藻園は、令和 2 年 10 月実施から、4 ヶ月に一度(令和 3 年 1 月末、5 月末、9 月末)ごと、事業の評価として「成果と課題」を当法人に提出する。

4 社会福祉法人南藻園栗本園長の当該事業の評価・期待

児童養護施設に入所している児童は、家庭の様々な事情があって入所に至っています。

そうしたことから、家庭で必ずしも安定した生活を送ってきていないことがあったり、その日その日を生活していくことに多くのエネルギーを費やしたり、場合によっては、身体の整容、規則正しい生活、学習といったことが十分ではないまま入所して来る場合もあります。

児童養護施設に入所することで、安心できる生活は一旦確保されるものの、規則正しい生活や学習については支援が必要なことが多く、こと学力については学年相応の勉強になかなかついていくことができないことや、学習するという習慣が余りなかった等のため、支援に当たる施設職員も苦慮しているところ です。

このことから、今回の児童養護施設入所児童に対する学習支援事業を有効に活用できれば、児童にとって有益であり、将来、より多くの進路選択ができることに繋がってくれるものと期待しています。

※参考資料 令和元年度決算時の貸借対照表及び財産目録

貸借対照表

令和2年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	1,081,137	1,101,698	△ 20,561
流動資産合計	1,081,137	1,101,698	△ 20,561
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産積立資金	50,000,000	50,000,000	0
基本財産合計	50,000,000	50,000,000	0
(2) 特定資産			
公益目的事業引当資産	4,121,590	1,856,859	2,264,731
特定資産合計	4,121,590	1,856,859	2,264,731
(3) その他固定資産			
その他固定資産合計	0	0	0
固定資産合計	54,121,590	51,856,859	2,264,731
資産合計	55,202,727	52,958,557	2,244,170
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払法人税等	70,000	70,000	0
預り金	1,531	2,668	△ 1,137
2. 固定負債			
流動負債合計	71,531	72,668	△ 1,137
負債合計	71,531	72,668	△ 1,137
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	54,121,590	51,856,859	2,264,731
指定正味財産合計	54,121,590	51,856,859	2,264,731
(うち基本財産への充当額)	(50,000,000)	(50,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(4,121,590)	(1,856,859)	(2,264,731)
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	55,131,196	52,885,889	2,245,307
負債及び正味財産合計	55,202,727	52,958,557	2,244,170

財産目録

令和2年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金 額
(流動資産)			
現金預金	普通預金 北海道銀行鳥居前支店	運転資金として	1,081,137
流動資産合計			1,081,137
(固定資産)			
基本財産	基本財産積立資金 普通預金 北海道銀行鳥居前支店	基本財産として	50,000,000
特定資産	公益目的事業引当資産 普通預金 北海道銀行鳥居前支店	寄付により受け入れた預金であり、公益目的事業に使用している	4,121,590
固定資産合計			54,121,590
資産合計			55,202,727
(流動負債)			
未払法人税等	市民税、道民税	法人市民税及び法人道民税の均等割額	70,000
預り金	源泉所得税	公益目的事業の報酬に係る源泉所得税の預り金	1,531
流動負債合計			71,531
負債合計			71,531
正味財産			55,131,196

第3号議案 事務局長給与の改正の件

現在、当法人が雇用している事務局長の給与は、「公益財団法人小野寺眞悟障がい者スポーツ振興会の役員等に対する報酬等支給の基準に関する規定」を準用し、月額5万円(税込み)としているが、月額10万円といたします。ご賛同の決議をお願いします。

※参考資料 役員等報酬に係る当法人の規定

公益財団法人小野寺眞悟障がい者スポーツ振興会の役員等に対する報酬等支給の基準に関する規定

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人小野寺眞悟障がい者スポーツ振興会(以下、「この法人」とする。)役員の報酬等及び費用並びに評議員の費用に関して、定款第29条に基づく基準として定めることを目的とする。

(職務と支給する報酬等の額)

第2条 この法人は、役員等の職務に対する報酬等の額を次のとおりとする。

- (1) 理事会への出席に対する報酬(事務局を担当する役員を除く。)
1日 1万円(税抜き)
- (2) 評議員会への出席に対する費用
交通費、旅費(宿泊費含む)
- (3) 理事長が指定する事務局を担当する役員に対する報酬
月額 5万円(税込み)

(報酬等の支給日)

第3条 役員の報酬は、当月分の支給を月末とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

(公表)

第5条 この財団は、この規程をこの財団のホームページに報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、定款第17条(3)に基づき、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成28年11月21日から適用する。